

水源地に対する毒素等の混入

②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ，弾道ミサイル等の飛来

なお，上記の事態例の特徴等については，国の基本指針および道国民保護計画に記述している。

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織，体制の整備等

#### 第1節 市における組織，体制の整備

◆市は，国民保護措置の実施に必要な組織および体制，職員の配置および服務基準等の整備を図る必要があることから，以下のとおり，各部局の平素の業務，職員の参集基準等について定める。

##### 1 市の各部における平素の業務

市の各部は，次のとおり国民保護措置の準備に係る業務を行う。

部局名	平素の業務
総務部	○国民保護対策の総括 ○市国民保護協議会の運営 ○市国民保護計画の作成・変更 ○物資・資材の備蓄 ○自主防災組織の育成・支援 ○国民保護に関する啓発 ○国民保護に関する研修・訓練
保健福祉部	○ボランティア育成の環境整備（保健福祉部所管分） ○遺体処理・埋火葬体制の整備
環境部	○廃棄物・し尿の処理体制の整備
保健所	○防疫対策の整備
経済部	○食糧等生活必需品等の調達体制の整備
観光部	○観光客の避難対策の整備
土木部	○応急措置のための資材の確保
都市建設部	○被災住宅応急修理体制の整備
病院局	○救護・医療体制の整備
企業局	○飲料水確保体制の整備 ○応急措置のための資材の確保
消防本部	○消火・救助体制の整備 ○NBC攻撃対策用資機材の整備
教育委員会	○避難所運営体制の整備 ○学用品給与体制の整備 ○文化財保護対策の整備
その他の部	○関係団体・企業との連絡調整

## 2 市職員および消防団員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が、迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

市は、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、本庁舎の当直、市消防本部等を通じて、速やかに市長および国民保護担当職員に連絡が取れる体制を確保する。

### (3) 市の体制および職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### 【職員参集基準】

レベル	体制	参集基準
1	警戒体制	総務部総務課職員
2	緊急本部体制	各部局において、対応のために必要な職員
3	市国民保護対策本部体制	全職員

#### 【レベルの判断基準】

事態の状況	判断基準	レベル
事態認定前	情報収集等の対応が必要な場合	1
	多数の人を殺傷する行為の事実発生の情報等により各部局での対応が必要となった場合	2
事態認定後	対策本部設置の通知なし	1
	情報収集等の対応が必要な場合	2
	多数の人を殺傷する行為の事実発生の情報等により各部局での対応が必要となった場合	
	対策本部設置の通知あり	3

### (4) 管理職職員等への連絡手段の確保

市の管理職職員および総務部総務課職員は、携帯電話を携行するなど、可能な方法により参集時の連絡手段を確保する。

### (5) 管理職職員等の参集が困難な場合の対応

市の管理職職員および総務部総務課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより、参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代理職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

### (6) 職員の所掌事務

市は、(3)のレベルごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を、対策部ごとに別に定める。

## (7) 防災体制の活用

市は、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合において機能が確保されるよう、防災に関する体制も活用しながら、交代要員の確保その他職員の配置、食料や可搬型発電機等の備蓄、自家発電設備の確保などを図るよう努める。

## (8) 消防団の充実、活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設および設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実、活性化を図る。

また、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市の参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

## 3 国民の権利利益の救済に係る手続等

### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項) 土地等の使用に関する事。 (法第82条) 応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・3項, 80条第1項, 115条第1項, 123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条, 175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条, 175条)	

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、

函館市文書編集保存規則（昭和62年規則第11号）の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合および国民保護措置に関して不服申立てまたは訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2節 関係機関との連携体制の整備

◆市は、以下のとおり、国、道、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的な考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、道、他の市町村、指定公共機関および指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画および国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 道との連携

#### (1) 道の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき道の連絡先および担当部署（担当部局名、所在地、電話・FAX番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、道と必要な連携を図る。

## (2) 道との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、道との間で緊密な情報の共有を図る。

## (3) 市国民保護計画の道への協議

市は、道との国民保護計画の協議を通じて、道の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

## (4) 道警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、道警察と必要な連携を図る。

## 3 近接市町との連携

### (1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資および資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

### (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、市消防本部の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

## 4 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域

的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資および資材の供給ならびに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織および町会等のリーダー等に対する研修等を通じて、国民保護措置の周知および自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団および市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設および設備の充実を図るよう努める。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。

## 第3節 通信の確保

◆市は、非常通信体制の整備等について、以下のとおり定める。

### 1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、

主要な電気通信事業者等で構成された北海道地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

## 2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

### 第4節 情報収集、提供等の体制整備

◆市は、情報提供、警報の内容の通知や伝達、被災情報の収集や報告、安否情報の収集や整理等を行うための体制整備に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 情報収集、提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集または整理し、関係機関および住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

##### (2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理および提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運用、管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図るよう努める。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進および相互接続等によるネットワーク間の連携を図るよう努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運 用 面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時および途絶時ならびに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信および防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>・国民に情報を提供するにあたっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者およびその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>

### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積および更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民および関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民および関係団体に伝達方法等が理解されるよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員、市社会福祉協議会などの福祉関係団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

### (2) 情報伝達体制の整備

市は、防災行政無線、登録制メール、広報車、消防団および町内会等の地域コミュニティーを通じた伝達等によるほか、指定公共機関および指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティFMなどとの連携の強化、コンピュータやデータ通信等を活用した迅速な情報提供システムの充実に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の充実に努める。さらに緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全



国瞬時警報システム（J－ALERT）、消防救急無線、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。

### **(3) 道警察との連携**

市は、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察との協力体制を構築する。

また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

### **(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知**

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### **(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備**

市は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用または居住する施設において、道から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うことができるような方法について、道との役割分担も含め検討する。

### **(6) 民間事業者からの協力の確保**

市は、道と連携して、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

## **3 安否情報の収集、整理および提供に必要な準備**

### **(1) 安否情報の種類、収集および報告の様式**

市は、避難住民および武力攻撃災害により死亡または負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集および報告の方法ならびに安否情報の照会および回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号および第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、道に報告する。

## 【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民・負傷住民
  - ① 氏名
  - ② フリガナ
  - ③ 出生の年月日
  - ④ 男女の別
  - ⑤ 住所（郵便番号を含む）
  - ⑥ 国籍
  - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
  - ⑧ 負傷(疾病)の該当
  - ⑨ 負傷または疾病の状況
  - ⑩ 現在の居所
  - ⑪ 連絡先その他必要情報
  - ⑫ 親族・同居者への回答の希望
  - ⑬ 知人への回答の希望
  - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答または公表の同意
- 2 死亡住民  
(上記①～⑦に加えて)
  - ⑮ 死亡の日時、場所および状況
  - ⑯ 遺体が安置されている場所
  - ⑰ 連絡先その他必要情報
  - ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

### (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告および提供することができるよう、あらかじめ、情報の整理担当者および回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修、訓練を行う。

また、道の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法、収集先等）の確認を行う。

### (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

## 4 被災情報の収集、報告に必要な準備

### (1) 情報収集、連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理および知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ担当を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

## (2) 担当者の育成

市は担当者に対し、情報収集・連絡の正確性を確保すること等、必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5節 研修および訓練

◆市職員は、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、研修および訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、道消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、道等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、道と連携し、消防団員および自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やインターネットによる国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)、総務省消防庁ホームページのeラーニング (<http://www.fdma.go.jp/>) 等も活用するなど、多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施にあたっては、消防職員を活用するほか、道、自衛隊、海上保安庁および警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措

置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

## (2) 訓練の形態および項目

訓練は、実際に人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動および判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ①市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練および市対策本部設置運営訓練
- ②警報、避難の指示等の内容の伝達訓練および被災情報、安否情報に係る情報収集訓練
- ③避難誘導訓練および救援訓練

## (3) 訓練にあたっての留意事項

- ①国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ②住民の避難誘導や救援等の訓練にあたっては、町会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④市は、町会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤市は、道と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用または居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画およびマニュアル等に

準じて、警報の内容の伝達および避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

⑥市は、道警察と連携した避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

◆避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。（通信の確保、情報収集・提供体制など前述しているものを除く）

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備しておく。

また、本市は積雪寒冷地であるため、積雪により道路が寸断され、地域が孤立する状況が生じるおそれがあることにかんがみ、道路の除雪および閉鎖状況の照会先や冬季における交通機関の輸送体制等の把握については特に留意する。

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 要配慮者への対策

市は、避難住民の誘導にあたっては高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、市総務部・保健福祉部・子ども未来部を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるような体制を整備する。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携、協力の関係を構築しておく。

## (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（道、道警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 道との調整

道が、救援の一部の事務を市が行うこととした場合や、市が道の行う救援を補助する場合にかんがみて、市は、自ら行う救援の活動内容や道との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ道と調整しておく。

### (2) 基礎的資料の準備等

市は、道と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

また、本市が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬季における救援を考慮して、暖房器具や自家発電機の備蓄状況または調達体制等の把握については特に留意する。

## 4 運送事業者の輸送力、輸送施設の把握等

市は、道と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

特に、冬季の道路においては、積雪により幅員が減少し、また、閉鎖となる区間が生じることを踏まえ、冬季における鉄道や船舶を活用した運送の実施体制について検討を行う。

### (1) 運送事業者の輸送力および輸送施設に関する情報の把握

市は、道が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力および輸送

施設に関する情報を共有する。

## (2) 運送経路の把握等

市は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、道が保有する市域に係る運送経路の情報を共有する。

## 5 避難施設の指定への協力

市は、道が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど道に協力する。

また、道が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、市域に所在する生活関連等施設について、道を通じて把握するとともに、道との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類および所管省庁】（道の担当部局は全て総務部危機対策局）

国民保護法 施行令	施設の種類	所管省庁
第 27 条	1号 発電所, 変電所	経済産業省
	2号 ガス工作物	経済産業省
	3号 取水施設, 貯水施設, 浄水施設, 配水池	厚生労働省
	4号 鉄道施設, 軌道施設	国土交通省
	5号 電気通信事業用交換設備	総務省
	6号 放送用無線設備	総務省
	7号 水域施設, 係留施設	国土交通省
	8号 滑走路等, 旅客ターミナル施設, 航空保安施設	国土交通省
	9号 ダム	国土交通省・農林水産省
第 28 条	1号 危険物	総務省消防庁
	2号 毒劇物（毒物劇薬取締法）	厚生労働省
	3号 火薬類	経済産業省
	4号 高圧ガス	経済産業省
	5号 核燃料物質（汚染物質含む）	原子力規制委員会
	6号 核原料物質	原子力規制委員会
	7号 放射性同位元素（汚染物質含む）	原子力規制委員会
	8号 毒劇薬（薬事法）	厚生労働省・農林水産省

9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
10号	生物剤, 毒素	各省庁(主務大臣)
11号	毒性物質	経済産業省

## (2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、自ら管理する公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、道の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

この場合において、道警察および海上保安部との連携を図る。

## 第3章 物資および資材の備蓄、整備

◆市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資および資材について、以下のとおり定める。

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資および資材について、備蓄し、または調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資および資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄、調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄、調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国および道の整備の状況等も踏まえ、道と連携しつつ対応する。

#### 【国民保護措置のために特に必要な物資および資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など



### (3) 道との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資および資材の備蓄、整備について、道と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資および資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

## 2 市が管理する施設および設備の整備および点検等

### (1) 施設および設備の整備および点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設および設備について、整備し、または点検する。

### (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、的確かつ迅速に被害を復旧するため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地および建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備、保存し、バックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

◆被害を最小限にするためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国および道と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。